

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の2第1項の規定により、次の建設業者については、営業所の所在地を確知できないため公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該建設業者から申出がないときは、同法同条同項の規定により当該建設業者の許可を取り消すことがある。

令和元年7月30日

静岡県知事 川勝平太

商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	許可年月日
アールデザインスタジオ株式会社	山口 芳紀	静岡市葵区鷹匠 2-21-8-2	(般-27) 第38274号	平成27年6月15日